

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年岩手県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の様式及び提出部数)</p> <p>第2条 法及び省令の規定により提出する<u>申請書、届書及び報告書</u>は、<u>様式第1号から様式第14号まで</u>によらなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申請書及び届書</u>の提出部数は、<u>様式第1号から様式第6号まで、様式第8号、様式第9号、様式第11号及び様式第12号によるもの</u>については、正副2部とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）<u>、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号。以下「政令」という。）</u>及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の様式及び提出部数)</p> <p>第2条 法、<u>政令</u>及び省令の規定により提出する<u>申請書等</u>は、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申請書等</u>の提出部数は、<u>次に掲げるもの</u>にあつては1部、<u>その他のもの</u>にあつては正副2部とする。</p> <p>(1) <u>法第16条第7項の規定による確認の状況報告書</u></p> <p>(2) <u>法第24条第2項の規定による指定検査機関の名称等変更届</u></p> <p>(3) <u>法第25条第3項の規定による食鳥検査の実施報告書</u></p> <p>(4) <u>省令第27条第2項の食鳥検査の申請書</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第14号までを削る。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。